

一般社団法人薬学教育協議会
北陸支部（北陸地区調整機構）運営規則

第1章 総則

（名称）

第1条 この団体は「一般社団法人薬学教育協議会 病院・薬局実務実習北陸地区調整機構」（北陸支部、以下、「支部」という。）とする。

（通則）

第2条 この規則は、一般社団法人薬学教育協議会（以下、「この法人」という。）の定款第2条第2項の規定に基づき設置する支部の組織及び運営についての事項を定めるものである。

2 支部の所在地を石川県金沢市金川町ホ3とする。

（支部の運営方針）

第3条 支部は、この法人の運営方針に従い、その指導の下、必要な事業を地域的に行うことを目的とする。

第2章 事業

（目的及び事業）

第4条 支部は、この法人の定款第3条に定める目的を達成するため、定款第4条に定める事業のうち、薬学教育の正規の課程として実施される病院・薬局実務実習の充実・改善と円滑な実施にかかわる以下の事業を行う。

- (1) 薬学教育に関する調査・研究・評価
- (2) 薬学教育カリキュラムの検討
- (3) 薬学教育者研修会等の実施
- (4) 薬学部学生の病院・薬局実務実習の調整
- (5) 病院・薬局実務実習の充実・改善と円滑な実施にかかわるその他の事業

第3章 会員

（会員の種別・資格）

第5条 支部会員の資格は、次のとおりとする。

イ 大学支部正会員 支部の管轄地域（都道府県）に所在地を有するこの法人の大学正会員

ロ 団体支部正会員 都道府県を単位とし、支部の管轄地域（都道府県）において第4条の事業をこの法人の団体正会員と連携して実施する団体

ハ 認定支部会員 支部総会で認めた団体及び個人

2 認定支部会員の資格は2年ごとに見直しする。

（支部委員）

第6条 支部正会員は、支部総会においてその組織を代表する者（以下、「支部委員」、2名以内とする。）を定め、地区調整機構委員長（以下、「支部長」という。）に届け出なければならない。

2 前項において複数の支部委員を定めるときは、予め1名を議決権行使者、他の1名をその代理権者として支部長に届け出なければならない。

3 支部委員を変更したとき、支部正会員は、速やかに、所定の変更届を支部長に届け出なければならない。

（入退会）

第7条 支部に入会しようとする者は、入会申込書を支部長に提出するものとする。ただし、第5条イ及びロの支部正会員、及び事務局長については入会申込書の提出は不要とする。

2 支部長は、提出された入会申込書に基づき、支部役員会の承認を得て支部総会において入会の諾否を決し、その結果を申込者に通知するとともにこの法人の代表理事に報告する。

3 退会するものは、退会届を支部長に提出するものとする。

（支部会費）

第8条 支部の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、支部正会員及び認定支部会員（団体）は、支部会員になった時及び毎年、支部総会において別に定める支部会費を納入しなければならない。

第4章 支部役員等

（支部役員等）

第9条 支部の運営のために、次の役員を置く。

イ 支部長（地区調整機構委員長） 1名

ロ 副支部長 2名

ハ 運営委員	若干名
ニ 事務局長	1名
ホ 監事	1名

2 前項イ及びロ以外の役員の定数は、支部が支部総会の決議を経て別に定める。

(選任等)

第 10 条 支部長は、支部総会において、原則として大学支部委員の中から候補者を選出することとし、選出された候補者について代表理事がこの法人の理事会の承認を得て委任するものとする。

2 副支部長は、原則として大学支部委員の中から支部長の推薦する支部委員を候補者として、支部総会において選任するものとする。ただし、予め支部長の代行権者の優先順位を定めておくこととする。

3 運営委員は、支部長の推薦する支部委員を候補者として、支部総会において選任するものとする。

4 事務局長は、支部長の推薦する支部委員又は認定支部会員（個人）を候補者として、支部総会において選任するものとする。

5 監事は支部長の推薦する支部委員又は認定支部会員（個人）を候補者として、支部総会において選任するものとする。ただし、監事は支部の他の役員を兼ねることができない。

(職務)

第 11 条 支部長は、支部を代表し、支部に関する会務を総理する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は支部長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 運営委員は支部役員会を構成し、支部の業務を分担するとともに、第 21 条に定める決議に加わる。

4 事務局長は支部事務局を統括し、支部長を補佐して支部の業務を執行するとともに、支部の入出金に関する事務を管理する。

5 監事は、支部役員会の職務の執行及び支部会計を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。また、支部役員会に出席し、その職務について意見を述べる。

(任期)

第 12 条 支部役員会の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終事業年度の通常支部総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された支部役員会の任期は、すでに選任されている他の役員会の残任期間と同一とする。

3 支部役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで

は、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 13 条 支部役員は、いつでも、支部総会の決議によって解任することができる。ただし、支部長の解任はこの法人の理事会の承認を得て代表理事が行う。

(報酬)

第 14 条 支部役員（支部長、副支部長、運営委員、事務局長及び監事）は無報酬とする。

第 5 章 支部総会及び支部役員会

(支部総会)

第 15 条 支部総会は、支部委員をもって組織する。

- 2 支部総会は、通常支部総会と臨時支部総会とする。
- 3 支部総会の議長は、支部長がこれにあたる。
- 4 支部正会員は支部総会において 1 個の議決権を有し、予め届け出た議決権行使者がこれを行使する。支部正会員が代理権者も含めこれを行使できない場合は、支部正会員があらかじめさらなる代理権者を指名できる。
- 5 この法人の代表理事及び代表理事の指名する理事は、支部長の求めにより、支部総会に出席することができる。

(支部総会の招集)

第 16 条 支部長は、毎年度 4 月に通常支部総会を招集する。また、必要に応じ、臨時支部総会を招集する。

(支部総会の決議)

第 17 条 支部総会は、本規則に定めるものの他、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (2) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (3) 認定支部会員の入会
 - (4) その他、支部の運営に関する事項
- 2 支部総会の決議は、支部正会員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(支部総会の決議の省略)

第 18 条 支部長又は支部正会員が、支部総会の目的である事項について提案した場合にお

いて、その提案について、支部正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の支部総会の決議があったものとみなす。

(支部役員会)

第 19 条 支部役員会は、支部長、副支部長、運営委員、事務局長のほか、監事をもって構成し、構成員の過半数の出席を要する。

- 2 支部役員会の議長は、支部長がこれにあたる。
- 3 支部役員会の運営に関する規則（運営要領等）は、支部が定める。

(支部役員会の招集)

第 20 条 支部長は、必要に応じて支部役員会を招集する。

(支部役員会の決議)

第 21 条 支部役員会は、本規則に定めるものの他、次の事項を決議する。

- (1) 支部総会に付議すべき事項
 - (2) 支部総会の決議した事項の執行に関する事項
 - (3) その他、支部総会の決議を要しない会務の執行に関する事項
- 2 支部役員会の決議は、議長、事務局長及び監事を除く出席支部役員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長が決するところによる。

(議事録)

第 22 条 支部総会の議事録は、支部長及び出席支部委員 2 名が記名押印の上、これを保存する。

- 2 支部役員会の議事録は、支部長及び出席支部役員 2 名が記名押印の上、これを保存する。
- 3 支部委員会の議事録は、支部委員会委員長及び出席委員 1 名が記名押印の上、これを保存する。

(支部委員会)

第 23 条 支部は業務の円滑化を図るため、以下の支部委員会を置く。

- (1) 認定実務実習指導薬剤師養成研修委員会
- (2) トラブル対策委員会
- (3) 実務実習カリキュラム委員会

また、必要に応じてその他の支部委員会を置くことができる。

- 2 認定実務実習指導薬剤師養成研修委員会は、北陸地区における認定実務実習指導薬剤師の養成計画・立案に当たる。
- 3 トラブル対策委員会は、北陸地区における実務実習において、当事者間での対処が

困難な事例の対処に当たる。

- 4 支部委員会は次の委員で構成する。ただし、必要に応じてオブザーバーの参加を認める。
 - (1) 支部会員から選出された者（各 1 名）
 - (2) 認定実務実習指導薬剤師養成研修委員会においては、支部選出の認定実務実習指導薬剤師養成研修委員（1 名）と庶務・会計担当者（1 名）。ただし、前項からの選出者との兼務を妨げない。
 - (3) 必要に応じて支部長は総会の決議を経た上で（1）、（2）に加えて支部会員から委員を委嘱できる。
- 5 支部委員会委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。支部委員会委員の支部委員との兼務、また他の支部委員会委員の兼務を妨げない。
- 6 支部委員会委員長は、支部長が指名し総会の承認を得る。
- 7 支部委員会の開催は、支部長が小委員会委員に委任する。

第 6 章 資産及び会計

（資産の構成及び管理）

第 24 条 支部の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 本部からの交付金
- (2) 支部会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実及びその他の収入
- (5) 寄付金品

- 2 支部の資産は支部長が管理する。

（経費の支弁）

第 25 条 支部に必要な経費は、支部の資産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算書）

第 26 条 支部の事業計画及び収支予算書は、毎年 2 月末までに支部役員会の承認及び支部総会の決議を経て、支部長が決める。

- 2 前項の収支予算書は、毎年 2 月末までに、支部長がこの法人の代表理事に報告しなければならない。

（事業報告及び収支決算書）

第 27 条 支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

- 2 毎事業年度終了後、支部長は速やかに支部の事業報告及び収支決算書を作成し、事の監査及び支部総会の承認を得たうえで、この法人の代表理事に報告しなければならない。
- 3 この法人の代表理事は、支部の役員活動、事業の計画及び執行状況等について報告を求めることができる。

第7章 支部事務局

(支部事務局及び職員)

第28条 支部の事務処理を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局に若干の事務職員を置く。
- 3 事務局に必要な事項は、支部役員会の承認を得て支部長が決める。

(備え置く帳簿及び書類)

第29条 支部事務局には、次の各号に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。なお、当該帳簿及び書類は、この法人の定款第54条に従い保存しなければならない。

- (1) 支部規則
- (2) 支部会員名簿
- (3) 支部役員名簿
- (4) 支部総会及び支部役員会の議事録
- (5) 事業計画書
- (6) 収支予算書
- (7) 事業報告書
- (8) 収支決算書
- (9) 監査報告書
- (10) その他必要な帳簿及び書類

第8章 支部の廃止

(支部の廃止)

第30条 支部の廃止は、支部長が支部総会の決議によりこの法人の代表理事に報告しなければならない。

- 2 支部の廃止は、前項の報告を受けてこの法人の理事会の決議により行うものとする。

第9章 規則の変更

(規則の変更)

第31条 この規則の変更は、この支部総会の決議により行うものとする。

(附則)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規則は、平成31年4月14日から施行する。

この規則は、令和2年4月29日から施行する。

この規則は、令和3年4月24日から施行する。

この規則は、令和4年9月28日から施行する。